

## 議案第72号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 公の施設の名称

北本市中央公民館及び北本市立中央図書館

#### 2 指定管理者として指定するもの

a c T r C 北本ネットワーク

代表構成員 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 木村 昌平

構 成 員 東京都文京区大塚3丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷 一文子

構 成 員 東京都目黒区東山1丁目5番4号

アクティオ株式会社

代表取締役 淡野 文孝

#### 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月29日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄